

入札説明書等に関する質問回答書

<別添資料4 事業者選定基準>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
280	5	第3	3	(2)	評価対象として、代表企業及び東証1部等上場企業とされていますが、複数の企業が評価対象となった場合、どのように評価されるのでしょうか。(1社の場合より複数社の方が評価上有利なのでしょうか。)お示しください。	評価対象企業すべてを審査します。なお、対象企業数が評価に影響することはありません。
281	5	第3	3	(4)	代替信用補完措置について、第三者による履行保証とありますが、具体的には、その第三者とはどのようなものを指し、また、どのような保証を付保しなければならないのでしょうか。	第三者とは、構成員以外の出資者及び事業者選定基準P5 第3 3.「(4)評価基準」を満たしている構成員とします。この第三者が、同評価基準をみなしていない構成員の担う本件事業における債務を保証する保証書(様式自由)等の提出によって、対応がなされるものといたします。
282	5	第3	3	(4)	代替信用補完措置について、第三者による保証とありますが、その第三者とは、構成員以外の第三者ということでしょうか。	第三者とは、構成員以外の出資者及び事業者選定基準P5 第3 3.「(4)評価基準」を満たしている構成員とします。
283	5	第3	3	(4)	評価基準について、入札参加グループの場合、その構成員ならびに協力会社の各々に適用され、そのうち1社でも基準を満たさない場合は、入札参加グループは失格となるということでしょうか。	「資力」「信用力」「債務返済能力」の基準を満たさない場合は、代替信用補完措置を付すことにより失格になりません。
284	5	第3	3	(4)	適格基準、評価項目、資力について、「事業キャッシュフロー規模が3期連続で総額がマイナスの場合」とありますが、各々の期の総額がマイナスということでしょうか。それとも、3期のキャッシュフロー合計がマイナスということでしょうか。	単期の総額がマイナス値となり、それが3期連続の場合に、事業遂行能力に不安があると評価します。
285	5	第3	3	(4)	適格基準、評価項目、資力について、「総キャッシュフロー規模が3期連続で総額がマイナスの場合」とありますが、各々の期の総額がマイナスということでしょうか。それとも、3期のキャッシュフロー合計がマイナスということでしょうか。	単期の総額がマイナス値となり、それが3期連続の場合に、事業遂行能力に不安があると評価します。
286	6	第3	3	(4)	評価基準の的確基準の項目の、資力、評価基準の項目中「3期連続で総額がマイナス値の場合」とあるが、各期すべてマイナスの場合のみ該当するのでしょうか。例えば1期のみマイナスの場合当てはまるのでしょうか。	単期の総額がマイナス値となり、それが3期連続の場合に、不適格になります。1期のみマイナス値の場合は、適格基準を満たすものとします。
287	6	第3	3	(4)	適格基準の資力、「総キャッシュフロー規模の3期連続で総額がマイナス値の場合」とは、3期のキャッシュフローを合計したものがマイナス値の場合ということでしょうか。	単期の総額がマイナス値となり、それが3期連続の場合に、事業遂行能力に不安があると評価します。
288	5	第3	3	(4)	適格規準、評価項目、資力について、3期というのは具体的には何時の期間を指すのでしょうか。	各企業の1年決算の期間とし、最近3期とします。
289	5	第3	3	(4)	適格規準、評価項目、資力について、これらの指標については、経営事項審査項目から大学側で計算及びチェックをされるのでしょうか。	熊本大学が、評価指標に基づき適格基準について確認を行います。
290	6	第3	3	(4)	評価指標において、総キャッシュフロー規模の指標項目の内容は、当期純損益・配当・賞与+減価償却費となっていますが、当期純損益には引当金と法人税等調整額が加減されており、減価償却費と同様にノンキャッシュ項目であるが、その点を考慮する必要があるのではないのでしょうか。また、「3期連続で総額がマイナス値の場合」とは三期の累計がマイナスの場合という解釈なのでしょうか。それともあくまで単年度マイナスが3期連続という解釈なのでしょうか。	前段については、減価償却費とともにキャッシュの出入りを伴わないものを含みます。後段については、単期の総額がマイナス値となり、それが3期連続の場合に、事業遂行能力に不安があると評価します。
291	6	第3	3	(4)	適格基準の債務返済能力において、有利子負債比率の評価基準が、最近期の値が100%以上の場合とありますが、計算根拠をみますと(有利子負債/使用総資本)となっています。この計算で100%を超えることは皆無と思いますが、如何でしょうか。	適格基準は、事業遂行能力に不安があると評価する基準です。ご質問については、100%以上の場合はありえます。
292	6	第3	3	(2)	事業遂行能力の確認の評価対象企業について、入札参加者を構成する企業のうち株式上場企業とあるが、グループ構成員及び協力会社が対象でしょうか。	グループ構成員が対象になります。
293	8	第4	2	(1)	既存施設との離隔距離について、最低減遵守すべき距離、推奨する距離、あるいは基準(建築基準法や消防法に基づく基準等)等がありましたら御教え願います。	関係法令を遵守し、かつ将来残存建物との配慮し、提案願います。
294	9	第4	2	(1)	ユニバーサルデザインへの対応について、「ハートビル法の趣旨に則った計画」とありますが、認定建築物の取得はせず、基礎的基準に則った計画と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

<別添資料4 事業者選定基準>

	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
295	9	第4	2	(1)		ユニバーサルデザインについて、ハートビル法の趣旨に則った計画とありますが、ユニバーサルデザインに関して、基礎審査項目にあたる事項があれば御教えください。	特に個々のケースは想定するものではなく、事業者の提案により判断するものです。
296	9	第4	2	(1)		ユニバーサルデザインについて、「ユニバーサルデザインに将来、配慮可能な空間構成・階層構成としているか」とありますが、どのようなケースを想定されているのか、具体的な判断基準について御教えください。	特に個々のケースは想定するものではなく、事業者の提案により判断するものです。